許可番号　０１１１００００６０７０

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１０４５番地の１
氏　名　株式会社ショーモン
　　代表取締役　松澤　敏也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　　大野　元裕

許可の年月日　　令和　４年　５月１０日

許可の有効年月日　　令和１１年　３月３０日

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
（２）取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*)、ばいじん　以上１７種類
（３）積替え保管できる産業廃棄物の種類
【事業場①】
汚泥(#1)（廃電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(#1)（廃家電製品、廃蛍光ランプ及び廃電池に限る。）、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)（石綿含有産業廃棄物、廃家電製品及び廃蛍光ランプに限る。）、がれき類(*)　以上１０種類

【事業場②】
汚泥(#1)（廃電池に限る。）、廃油（廃電池に限る。）、廃アルカリ（廃電池に限る。）、廃プラスチック類(*)(#1)（石綿含有産業廃棄物、廃蛍光ランプ及び廃電池に限る。）、金属くず(#1)（廃蛍光ランプ及び廃電池に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、がれき類(*)（石綿含有産業廃棄物に限る。）　以上７種類

※1　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地
【事業場①】埼玉県白岡市下大崎字下端７４０番、７４３番２、７４４番１、７４４番２、字星川端９０３番、９０６番５、９０６番１０　以上７筆（面積５，１５５．８４㎡）
【事業場②】埼玉県久喜市河原井町２６番の一部、２７番　以上２筆（面積１１，２５９．７２㎡）
保管施設の概要は裏面のとおり。

３．許可の条件
収集運搬に伴う保管は、２．に掲げる場所及び施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
昭和52年 5月10日	指令環第2015号	新規許可
平成27年 5月25日	指令産廃第169-1号	変更許可（事業場②の追加）
平成28年12月 9日	指令産廃第1021-1号	変更許可（「取り扱える」1種類の追加）
令和 3年12月 1日	指令産廃第882-1号	変更許可（「積替え保管できる」１種類の限定の解除）
令和 4年 5月10日	指令東環第126-9号	更新許可（優良認定）

許可番号　０１１１００００６０７０

５．積替え許可の有無　　有
　市名　さいたま市　　許可番号　１０１１００００６０７０
　※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油　以上１種類	１５．７㎡	１．１m (屋内)	１．８m³ (200L ドラム缶×９個)
廃酸　以上１種類	１５．７㎡	１．１m (屋内)	３．２m³ (200L ドラム缶×16 個)
廃アルカリ　以上１種類	１５．７㎡	１．１m (屋内)	３．２m³ (200L ドラム缶×16 個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類（いずれも廃家電製品に限る。）	２３．１㎡	３．０m (屋内)	３４．６m³
紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上１種類	１３．９㎡	３．０m (屋内)	２０．８m³
動植物性残さ　以上１種類	２３．１㎡	２．０m (屋内)	１２．８m³ (200L ドラム缶×64 個)
金属くず　以上１種類	１６．４㎡	２．０m (屋外)	２２．１m³ (22.1 m³コンテナ×１個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）　以上２種類	３４．５㎡	１．２m (屋内)	１３．８m³ (6.9 m³コンテナ×２個)
がれき類　以上１種類	２２．１㎡	３．０m (屋内)	３３．１m³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類（いずれも廃蛍光ランプに限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	７．５㎡	２．１m (屋内)	１０．５m³ (3.5m³パレット×3個)
汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　以上５種類（いずれも廃電池に限る。）	４．０㎡	１．１m (屋内)	０．８m³ (200Lドラム缶×4個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類　以上３種類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）	３．８㎡	１．３m (屋内)	１．８m³ (1.8 m³コンテナ×１個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上１種類	９．２㎡	１．６m (屋内)	８．０m³ (8.0 m³コンテナ×１個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず　以上３種類（いずれも廃蛍光ランプに限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	２．３㎡	２．０m (屋内)	２．８m³ (0.1m³廃蛍光管専用箱×28個)
汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　以上５種類（いずれも廃電池に限る。）	２．１㎡	１．２m (屋内)	０．８m³ (200Lドラム缶×4個)

(以下余白)